

# 国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

## 制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

## 支給対象となる要件

令和6年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員の**令和6年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税(0円)の世帯** 又は **生活保護(生業扶助)受給世帯** であること。
- ② 保護者等(親権者等)が**大阪府内に住所を有していること**。(※1)
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和6年7月1日現在において休学していないこと。(大阪府外の国公立高等学校等も対象です。)
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。  
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。  
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

- ⑥ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。  
⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

## 支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	32,300円		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	122,100円	50,500円	
3	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合(※2 ※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 中学校や高等学校(全日制・定時制)に在学していない兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満(平成13年7月3日～平成21年7月1日生まれ)の場合	143,700円		

※2 年齢及び扶養者の状況は令和6年7月1日現在で判断します。

※3 保護者等(親権者等)以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。  
(保護者等は、就学支援金での考え方と同じです。)

## 申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※4)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※5)
区分2:非課税世帯(第1子)	●	—	●	●	▲(※5)
区分3:非課税世帯(第2子)	●	—	●	●	▲(※5、6)

※4 次の①～③のいずれかの書類です。(令和6年度のものが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

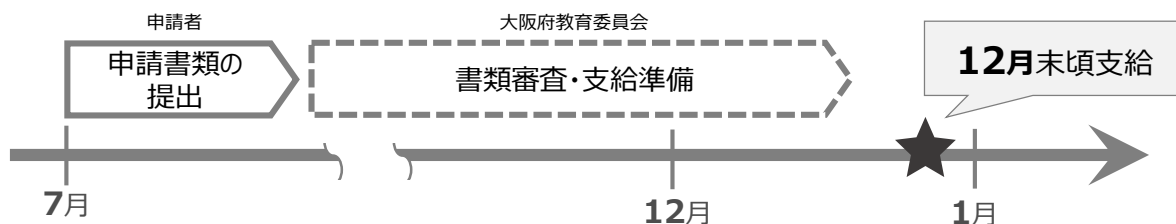
②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※5 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、**生徒本人の在学証明書(令和6年7月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

※6 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄弟」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、**兄弟姉妹の在学証明書(令和6年7月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です。

## 申請から支給までの流れ



- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。申請書類は、**学校が定める期限まで**にお通りの学校事務室へご提出ください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。支給は12月末頃を予定しています。
  - ⊗ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、**給付金を充当して相殺**します。

## お問合せ先

### 【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府立山田高等学校 事務室 TEL:06-6875-5010

### 【制度の概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

### 【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

### 【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン : 06-6910-8001



# 対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金の支給を受ける資格を有していますか。  
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内  
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。  
保護者等のお住まいの  
都道府県にお問い合わせ  
ください。

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが  
生徒が生業扶助を受けていな  
い

令和6年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生徒が在学する高等学校等は「全日制・定時制」又は  
「通信制・専攻科」のどちらですか。

全日制・定時制

通信制・専攻科

7月1日現在、生徒には、生徒と同じ世帯で扶養されている  
次のいずれかの兄弟姉妹がいますか。

- a. 高等学校等に在学する兄・姉
- b. 中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない  
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹

例: 支援学校生の兄弟姉妹、通信制高校生の弟・妹、  
無職の兄弟姉妹、大学生の兄弟姉妹 等

はい

いいえ

区分1

区分3

区分2

通信制・専攻科

ただし、家計急変によっ  
て収入が激減し、急変後  
1年間の収入が非課税相  
当に減少した世帯は、  
給付金の支給対象となる  
場合があります。  
「国公立高等学校等奨学  
のための給付金(家計急  
変世帯への支援)受給申  
請手続きについて」をご  
覧ください。

各区分の金額等については、P.1【支給金額】をご参照ください。